相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区一番町二五番地、最後の住所浜松市中区葵東二丁目三番一六―二〇五号リバティ葵東二番館

被相続人　亡　奥島　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

事務所静岡県浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市大王町船越一一一五番地、最後の住所三重県志摩市大王町船越一七九四番地六

被相続人　亡　喜田　雄穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

三重県伊勢市吹上一丁目九番四号

相続財産管理人　弁護士　北岡　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市旭町仲垣内三一番地一、最後の住所京都市山科区四ノ宮行者谷二七番地の六七

被相続人　亡　川勝　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福山　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市駅前通二八番地、最後の住所京都府綾部市神宮寺町筋違畑一五番地の一

被相続人　亡　大槻　郁代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

京都府福知山市字天田小字犬丸二三五番地の一　三右衛門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区上沢通四丁目一番地、最後の住所兵庫県神戸市西区井吹台西町一丁目五番地一―一〇二号

被相続人　亡　本林　和洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目三番二号神戸駅前ツインビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　麻田　光広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区佃二丁目二番地、最後の住所奈良県奈良市東九条町九六〇番地県住姫寺団地七―一〇一号　被相続人　亡　福光　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

奈良県橿原市内膳町一丁目一番一九号セレーノビル二階なら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朝守　令彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字下別府一一〇九番地、最後の住所福岡県築上郡築上町大字下別府一一九八番地　被相続人　亡　進　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

福岡県行橋市大橋二丁目五番一五号

相続財産管理人　國永　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市西町八〇〇番地九、最後の住所福岡県久留米市諏訪野町一七九二番地一ユーハイム諏訪野リベックス九〇六号

被相続人　亡　玉置　幸博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月三十日

福岡県久留米市中央町三八―六―三階

相続財産管理人　宮崎　智美

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年９月 30 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①総合地所株式会社　②国土交通大臣(2)6814　③代表取締役　富高正信　④東京都港区芝公園二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区神田駿河台２―１―18　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝公園二丁目４番１号　総合地所株式会社　代表取締役　富高正信

①正和恒産株式会社　②東京都知事(6)51910　③代表取締役　本橋武男　④東京都港区新橋六丁目12番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区新橋六丁目12番３号　正和恒産株式会社　代表取締役　本橋武男

①アルファアセットマネジメント株式会社　②東京都知事(2)83449　③代表取締役　原木克寿　④東京都港区北青山一丁目２番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区北青山一丁目２番３号　アルファアセットマネジメント株式会社　代表取締役　原木克寿

①有限会社イグラック　②神奈川県知事(5)20091　③代表取締役　山本千由子　④神奈川県川崎市川崎区大師駅前一丁目16番11号　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県川崎市川崎区大師駅前一丁目16番11号　有限会社イグラック　代表取締役　山本千由子

①上田地所　②奈良県知事(3)3163　③上田辰彦　④奈良県桜井市三輪473番地　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦奈良県桜井市三輪424番地　上田辰彦

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を大阪府知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十三年九月三十日

左記破産管財人　弁護士　山本　和人

一、住所　氏名　大阪市北区豊崎四丁目一二番一号　株式会社ケアリー

営業保証金額　金三万円